

施行日 平成 22 年 4 月 1 日  
最近改正日 令和 7 年 4 月 1 日

## 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 商店街・問屋街・小売市場（以下「商店街団体」という。）が、新たな魅力づくりを目指して、中長期的な観点のもと、社会的・公共的役割を果たすために知恵と工夫を活かして主体的に取り組む活性化のためのハード事業に対し、本市が補助金を交付し、地域経済の振興発展のために実施する。

### (定義)

第3条 前条に定める商店街とは、次の各号の全ての要件を備えるものとする。

- (1) 大阪市域にあること。
  - (2) 複数の商業店舗が連担し、全体として一定の商業集積を形成している地域に所在する商業者で構成されていること。
  - (3) 独自の会則・組織・財源を持つ独立した団体であって、商業者を主たる会員とし、商業活動・振興を会の主目的とする団体であること。
  - (4) 総会等で決定した事業計画に基づき、団体として販売促進等の商業活動を継続して行っていること。
- 2 前条に定める問屋街とは、次の各号の全ての要件を備え、主として卸売業を営む商業者で構成されている団体をいう。
- (1) 大阪市域にあること。
  - (2) 複数の商業店舗が近接し、全体として一定の商業集積を形成している地域に所在する商業者で構成されていること。
  - (3) 独自の会則・組織・財源を持つ独立した団体であって、商業者を主たる会員とし、商業活動・振興を会の主目的とする団体であること。
  - (4) 総会等で決定した事業計画に基づき、団体として販売促進等の商業活動を継続して行っていること。
- 3 前条に定める小売市場とは、小売商業調整特別措置法（昭和 34 年法律 155 号）第 3 条に基づく大阪府知事の許可を受けている大阪市域にある小売市場をいう。

### (補助の対象及び補助率)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおり定める。

- (1) 施設整備事業
  - ① 商店街及び問屋街が実施するアーケード、街路灯、カラー舗装、公衆便所、駐輪場の整備事業。

② 商店街及び問屋街が実施する商店街コミュニティ施設の設備の整備事業及び、小売市場が実施する小売市場の館内設備の整備事業（ただし、商店街コミュニティ施設の設備及び小売市場の館内設備（以下「その他施設の設備」という。）については、補修事業に限る。）。

## （2）オープンモール化

商店街及び問屋街の活性化を目的とした既存のアーケード及び街路灯の撤去事業。

- 2 補助の対象となる者は、第3条に定める商店街、問屋街及び小売市場とする。
- 3 補助金は、第1項の事業に必要な経費であって、毎年度予算の範囲内において交付する。
- 4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を実施するために必要と認められる「別表1」に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。
- 5 補助金の額は、補助対象経費の合計から補助事業の実施にかかる収入を差し引いた金額に、補助率を乗じて算定する。
- 6 補助金の額及び補助率は、「別表2」のとおりとする。
- 7 補助金の額は、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

## （交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、「別表3」に定める書類を添付して、別に定める募集期間内に市長に対し提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に定める申請後、補助金交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認申請書（様式第1号の2）を市長に対し提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認通知書（様式第1号の3）により通知するものとする。

## （会議の開催）

第5条の2 市長は、補助事業の選定にかかる意見及び助言を聴取するために、大阪市商業魅力向上事業有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 前項に定める会議の組織及び運営に関し必要な事項は、経済戦略局長が別途定める。

## （選定基準）

第5条の3 市長は、第5条第1項に定める書類が提出された場合は、当該申請に係る事業計画について、事業効果の確実性及び事業の継続性の観点から、前条に定める会議において意見及び助言を聴取する。

## （交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、会議において聴取した意見及び助言を踏まえ、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定通知書（様式第2

号) により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。
- 3 市長は、募集期間満了日の翌日から起算して60日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

#### （申請の取下げ）

第7条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げるときには、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

#### （交付の時期等）

第8条 市長は、補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

#### （補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に対し提出し承認を受けなければならない。

- 2 前項の軽微な変更とは、補助金交付申請額の減額が20%以内であるものとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。

#### （事情変更による決定の取消し等）

第10条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
  - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費。
  - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費。
- 4 第5条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業等の適正な遂行)

第 11 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第 12 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金実績報告書（様式第 8 号）に規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、「別表 4」に定める書類を添付して、市長に対し速やかに提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金額確定通知書（様式第 9 号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第 15 条 規則第 17 条第 3 項の規定による通知においては、市長は大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

(財産の処分制限)

第 16 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、その交付した補助金の全部に相当する金額をあらかじめ本市に納付した場合並びに当該財産が「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」に基づき経済産業大臣が別に定める期間、若しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）」に定める期間のいずれかを経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者は、取得財産等について、補助事業完了後の翌年度から起算して 5 年間について、毎年 9 月 1 日現在の「現況届」（様式第 11 号）を市長に対し提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、同条第 1 項で定める期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ「大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金にかかる取得財産等の処分承認申請書」（様式第 12 号）により、市長に対し提出し承認を得なければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産等については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(関係書類の整備)

第 17 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第 18 条 市長は、補助事業にかかる事業計画書並びに収支決算書にかかる関係書類については、原則として公表するものとする。なお、補助事業者も自主的に公表するように努めるものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱の実施について必要な事項は、大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付要領に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 4 月 1 日施行の大坂市商店街空間整備支援事業補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、旧要綱により補助金が交付又は交付決定されている事業については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 24 年 7 月 27 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和 2 年 6 月 15 日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（補助対象経費（第4条関係））

(1) 補助対象経費
補助事業のうち、設計監理費、工事代金、建物登記費用（補助対象施設が建築物である場合）
① 補助対象経費の額（複数事業を実施する場合はその合計額）が100万円以上であるものに限る。
② 街路灯については、1基当たりの補助対象経費の上限額を40万円とし、設置基数に40万円を乗じた額と所要経費（要綱第4条により補助対象経費と認められる経費に限る。）の額のいずれか低い額を補助対象経費の額とする。
③ ①に関わらず、その他施設の設備にかかる補助事業については、補助対象経費の額（複数事業を実施する場合はその合計額）が50万円以上であるものに限る。
(2) 補助対象外経費
土地の取得・賃借・造成・補償、建物及び工作物の構築物の賃借・補償に要する経費、商店街団体が行うべき許可・証明書の取得にかかる手続代行費、広告料の徴収を前提とした工作物の設置経費、対象事業費にかかる消費税・地方消費税は対象としない。

別表2（補助金の額及び補助率（第4条関係））

補助金額= {補助対象経費×補助率－端数（千円未満）} ≤上限額

補助事業		補助率	上限額	備考
施設整備事業	新規事業	補助対象経費の 1/4以内	1,000 万円	次の場合は適用除外とする。 ①国及び他の地方公共団体等から同趣旨の助成等を受けている場合。 ②補助金を活用し新規又は補修事業を実施した年度の翌年度から起算して5年以内に新規又は補修事業を実施する場合。 ※②については、天災地変や火災等の災害による場合は、この限りではない。
	補修事業	補助対象経費の 1/5以内	500 万円	
	その他施設の設備の補修事業	補助対象経費の 1/5以内	250 万円	

オープン モール化	商店街及び問屋街 のアーケード及び 街路灯の撤去	補助対象経費の 1/2 以内	2,000 万円	<p>次の場合は左記に関わらずそれぞれの補助率を適用する。</p> <p>①国及び他の地方公共団体等の助成制度を併用する場合には当該併用となる補助対象経費にかかる補助率は1/4以内とする。</p> <p>②撤去に加えて実施する施設整備事業の対象となる商店街共同施設等のうち公衆便所、駐輪場については、国及び他の地方公共団体等の助成制度の併用の有無を問わず補助率は1/4以内とする。</p> <p>次の場合は適用除外とする。</p> <p>街路灯の撤去について、補助事業実施により撤去する基数が既存の街路灯の1/3未満である場合。</p>
--------------	--------------------------------	-------------------	-------------	--

別表3（補助金交付申請（第5条関係））

- ① 事業実施団体調書〔様式第1号別紙1〕
- ② 事業実施計画書〔様式第1号別紙2〕
- ③ 事業収支予算書〔様式第1号別紙3〕
- ④ 商店街共同施設等の概要〔様式第1号別紙4〕
- ⑤ 定款又は会則
- ⑥ 役員名簿
- ⑦ 事業決定に関する総会などの議事録等（写）
- ⑧ 直近2期分の決算関係書類
- ⑨ 工事施工前写真
- ⑩ 商店街等平面図、共同施設等設置箇所図、工事内容のわかる図面、工事工程表
- ⑪ 既存施設の道路占用許可書（写）土地・建物の不動産登記簿謄本及び補助対象団体と当該物件の所有者が異なる場合は所有者の使用承諾書
- ⑫ 3社以上の工事見積書（写）※ 公共事業は除く
- ⑬ その他前記の書類を補完するために必要と認められる書類

別表4（実績報告（第13条関係））

- ① 事業成果報告書〔様式第8号別紙1〕
- ② 事業収支決算書〔様式第8号別紙2〕
- ③ 補助事業の効果がわかる証拠書類
- ④ 借入が確認できる書類（写）<借入がある場合のみ>
- ⑤ 契約書又はそれに相当する書類
- ⑥ 事業記録写真・工事完成写真
- ⑦ 完成図面
- ⑧ 請求書（写）<請求の明細が確認できるもの>
- ⑨ 領収書（写）<経費の内容が確認できるもの>
- ⑩ 代金支払等の資金の流れが確認できる書類
- ⑪ 事業の実施に必要な関係官公庁の許認可、届出書（写）（道路占用許可書、道路使用許可書、アーケード工事届出書等）※適正に事業等が実施されているか確認できる書類
- ⑫ その他前記の書類を補完するために必要と認められる書類

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話： — — — )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、標記補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 申請事業名称

(※申請者が命名されている事業名称をご記入ください。)

#### 2 交付を受けようとする補助金の額

金 000円 (千円未満を切捨てた金額)  
(算出基礎) 別紙「事業収支予算書」のとおり

#### 3 申請事業の内容 別紙のとおり

#### 4 申請事業等の開始(着手)及び完了予定日

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

#### 5 添付書類(要綱第5条別表3関係)

(1) 事業実施団体調書【様式第1号別紙1】	(9) 工事施工前写真
(2) 事業実施計画書【様式第1号別紙2】	(10) 商店街等平面図、共同施設等設置箇所図、工事内容のわかる図面、工事工程表
(3) 事業収支予算書【様式第1号別紙3】	既存施設の道路占用許可書(写)
(4) 商店街共同施設等の概要 【様式第1号別紙4】	(11) 土地・建物の不動産登記簿謄本及び補助対象団体と当該物件の所有者が異なる場合は所有者の使用承諾書
(5) 定款又は会則	(12) 3社以上の工事見積書(写) ※公共事業は除く
(6) 役員名簿	(13) その他(1)~(12)を補完するために必要と認められる書類
(7) 事業決定に関する総会などの議事録 (写)	
(8) 直近2期分の決算関係書類	

## 事業実施団体調書（様式第1号別紙1）

(団体名 )

連絡担当者氏名 電話番号・FAX・メールアドレス		(ふりがな)	TEL: FAX: メールアドレス:		
商圈 状況	商圈内人口				
	特徴 立地、 年齢構成、 世帯構成				
構成 店舗数	全体店舗 数	店舗			
	業種別 内訳	小売業	店舗	※内訳を〔 〕にご記入ください。	
		〔飲食料品	店、衣料・身の回り品	店、その他	店〕
		飲食業	店舗	空き店舗	店舗
サービス業	店舗	その他	店舗		
これまで に行って きた事業	市・国等 の補助を 活用した 事業	名称 : <input type="checkbox"/> 市事業、 <input type="checkbox"/> 国事業、 <input type="checkbox"/> 府事業、 <input type="checkbox"/> その他			
		実施時期 :			
		効果・問題点			
これまで に行って きた事業	自主財源 での事業	名称 :			
		実施時期 :			
		効果・問題点			
本事業にかかる役割分 担 (組織図の場合は別途添付 してください)					
団体の強み・弱み (地理的・歴史的特徴、地域資 源、商店街の名物等を記載)		(強み)			
		(弱み)			

## 事業実施計画書（様式第1号別紙2）表面

(団体名 )

申請事業名称	
申請区分 (いずれか1つを選択してください)	<input type="checkbox"/> 施設整備事業/新規（補助率1/4以内、上限額1,000万円） <input type="checkbox"/> 施設整備事業/補修（補助率1/5以内、上限額500万円） <input type="checkbox"/> 施設整備事業/その他施設の設備（補助率1/5以内、上限額250万円） <input type="checkbox"/> オープンモール化（補助率1/2以内、上限額2,000万円）
申請事業の具体的な内容	
実施予定期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
実施場所	
活性化に向けた今後3年間の目標・ビジョン	
活性化に向けた事業計画	【今年度（1年目）】（必要に応じて事業にかかる企画書等を添付してください）
	【翌年度（2年目）】
	【翌々年度（3年目）】

## 事業実施計画書（様式第1号別紙2）裏面

(団体名 )

申請事業名称								
事前調査	通行量調査 (来街者数)	結果	人／日					
		実施日時	令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )					
		実施場所						
		顧客層の特徴						
	来街手段の特徴							
顧客満足度調査	項目							
	結果	評価の程度	5	4	3	2	1	
		人数(人)						
		割合(%)						
実施日時	令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )							
実施方法								
本事業実施による目標設定(※)								
上記目標設定の根拠								

(※) 目標設定は、文章と数値で具体的に記入してください。

本事業の必要性、工夫点、アピールポイントなど自由記載欄
-----------------------------

※ 内容に応じて記入スペースを調整してください。事業内容等を説明するうえで必要な補足資料がある場合は、別途添付してください。

### 事業収支予算書（様式第1号別紙3）表面

(団体名)

)

【収入 ※金額(円)】

## 【大阪市補助がない場合の事業計画】

項目	金額
自己資金	
借入金	
その他	
合計	

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the title.

【支出 ※金額(円)】

項目	内容	単価 (税抜)	数量	金額 (税抜)	金額 (税込)	補助対象額 (税抜)
合計						

## 【大阪市補助金にかかる算出基礎】

(補助対象経費) × (補助率) = (A)  
※上記算出額(A)が補助上限額を超える場合は、(B)に補助上限額を記載すること。 (B)

### 事業収支予算書（様式第1号別紙3）裏面

(団体名 )

## 【借入金の資金計画】

借入金額	円
借入期間	年 か月
返済計画	

#### 【借入金の返済計画及び資金調達方法】

## 商店街共同施設等の概要（様式第1号別紙4）

(団体名)

)

1 現在、設置されている共同施設を全て記入してください。

共同施設		内 容			設 置 年	
↓補助事業を申請する施設に ○印をつけてください。						
アーケード	アーケード	面積	$m^2$	・ 長さ	$m$	
		巾	$m$	・ 統一看板	基	
		照明の種類	<input type="checkbox"/> LED、 <input type="checkbox"/> 水銀灯 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
カラー舗装	カラー舗装	面積	$m^2$	・ 長さ	$m$	
		巾	$m$	・ 種類	<input type="checkbox"/> 自然石、 <input type="checkbox"/> セラミック <input type="checkbox"/> 組合せロック <input type="checkbox"/> その他 （ ）	
		基数	基	・ 種類	<input type="checkbox"/> LED <input type="checkbox"/> 水銀灯 <input type="checkbox"/> その他	
	公衆便所	敷地面積	$m^2$	・ 床面積	$m^2$	
駐輪場	駐輪場	面積	$m^2$	・ 駐輪可能台数	台	
		付帯設備				
その他施設の設備 (商店街コミュニティ施設、小売市場の館内施設)						
備考欄（その他の共同施設等について、伝えておきたいことがあれば、ご記入ください。）						

(様式第1号の2)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話： - - - )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認申請書

令和 年 月 日付けで申請を行った事業について、補助金交付決定前に事業に着手したいので、標記補助金交付要綱第5条第2項の規定により、次のとおり申請します。

#### 1 申請事業名称

(※交付申請時に記入した事業名称をご記入ください。)

#### 2 事業着手年月日

令和 年 月 日

#### 3 交付決定前に着手する理由

(※具体的にご記入ください)

#### 4 添付書類

工程表

その他必要と認められる書類

※審査の結果等で補助金が交付されない場合があります。

(様式第1号の3)

大阪市指令経産第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長  
(担当: 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定前着手承認通知書

令和 年 月 日付けで交付決定前着手承認申請のあった事業について、標記補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

1 申請事業名称

2 事業着手年月日

令和 年 月 日

3 交付決定前に着手する理由

(様式第2号)

大阪市指令経産第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長  
(担当: 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

## 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、次のとおり交付することとしたので、標記補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

### 1 事業名称

2 補助金の交付額 金 円

3 補助事業等の完了予定日 令和 年 月 日

### 4 補助金の交付の条件

- (1) 交付申請内容に基づき、事業を実施すること。
- (2) 補助事業の実施にあたっては、地域住民等と十分協議を行い、管轄警察署との協議内容を遵守し、関係官公庁の許認可、届け出等の必要な事業は、その手続きを行うこと。
- (3) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（標記補助金交付要綱第9条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (7) 補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに標記補助金交付要綱第13条に規定する実績報告をすること。なお、提出期限は、当該年度の3月末日とする。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で、標記補助金交付要綱第16条に規定する財産の処分制限期間に定めのあるものは、本通知を受けた翌年度から起算して5年間について、毎年9月1日現在の当該財産の現況届を本市に対し提出すること。
- (9) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び標記補助金交付要綱の規定を遵守すること。

### 5 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる（様式第4号）。

(様式第3号)

大阪市指令経産第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長  
(担当：大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、次の理由により交付しないこととしたので、標記補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 事業名称

2 交付しない理由

(様式第4号)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話： - - - )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付申請取下書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて通知のあった標記補助金の交付  
決定について、標記補助金交付要綱第7条第1項の規定により、申請を取り下げます。

1 事業名称

2 補助金交付決定通知書を受け取った日  
令和 年 月 日

3 取下げの理由

(様式第5号)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話： - - - )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、標記補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

1 事業名称

2 変更内容  
(変更前)

(変更後)

3 変更理由

(様式第6号)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話： - - - )

大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、標記補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり 中止・廃止 の承認を申請します。

1 事業名称

2 中止・廃止の理由

3 中止の期間(中止の場合のみ)

(様式第7号)

大阪市指令経産第 号  
令和 年 月 日

様

大阪市長  
(担当: 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

## 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて交付決定した標記補助金について、標記補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり 取消し・変更 したので通知します。

1 事業名称

2 取消し・変更の内容

3 取消し・変更の理由

(様式第8号)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話 : - - - )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等について、標記補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 事業名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 添付書類（要綱第13条別表4関係）

(1)	事業成果報告書【様式第8号別紙1】	(8)	請求書（写） 〈請求の明細が確認できるもの〉
(2)	事業収支決算書【様式第8号別紙2】	(9)	領収書（写） 〈経費の内容が確認できるもの〉
(3)	補助事業の効果がわかる証拠書類	(10)	代金支払等の資金の流れが確認できる書類
(4)	借入が確認できる書類（写） 〈借入がある場合のみ〉	(11)	事業の実施に必要な関係官公庁の許認可、届出書 （道路占用許可書、道路使用許可書、アーケード工事届出書等） ※適正に事業が実施されているか確認できる書類
(5)	契約書又はそれに相当する書類	(12)	その他(1)～(11)を補完するために必要と認められる書類
(6)	事業記録写真・工事完成写真		
(7)	完成図面		

## 事業成果報告書（様式第8号別紙1）

(団体名)

事業名称								
実施期間 (工事発注～支払完了を含む)		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
工事施工期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
実施場所								
事業内容								
事前調査	通行量調査 (来街者数)	結果		人／日				
		実施日時		令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )				
		実施場所						
		顧客層の特徴						
	顧客満足度調査	来街手段の特徴						
		項目						
		結果	評価の程度	5	4	3	2	1
			人数(人)					
		割合(%)						
			実施日時		令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )			
実施方法								
事後調査	通行量調査 (来街者数)	結果		人／日				
		実施日時		令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )				
		実施場所						
		事前調査との比較		% ( 増 · 減 )				
	顧客満足度調査	項目						
		結果	評価の程度	5	4	3	2	1
			人数(人)					
		割合(%)						
			実施日時		令和 年 月 日 ( ) ( : ~ : )			
		実施方法						
本事業実施による目標								
上記目標の達成度								

事後調査の結果分析		
今後3年間の ビジョンに向けた 本事業の効果・ 課題（※事業前の目標 と照らし合わせて、具体 的にご記入ください。）	<b>【効果】</b>	
今後に向けた取組み について		<b>【課題】</b>

## 事業収支決算書（様式第8号別紙2）

(団体名: )

【収入 ※金額(円)】

項目	金額
自己資金	
借入金	
その他	
合計	

【支出 ※金額(円)】

## 【大阪市補助金にかかる算出基礎】

補助対象 経費	$\times$ (補助率)	＝	(A)
※上記算出額(A)が交付決定額を超える場合は、 (B)に交付決定額を記載すること。			(B)

(様式第9号)

大経産第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

(担当：大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

## 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて交付決定した標記補助金について、次とおり補助金額を確定したので、標記補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 事業名称

2 補助金の確定金額 金 円

(様式第 10 号)

大経産第 号

令和 年 月 日

様

大阪市長

(担当：大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課)

## 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて交付決定した標記補助金について、次のように  
おり交付決定を取り消したので、標記補助金交付要綱第 15 条の規定により通知します。

1 事業名称

2 取消しの内容

3 取消しの理由

(様式第 11 号)

令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒

所在地

団体名

代表者(職・氏名)

(担当者氏名)

電話： - - - - )

現況届（大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金）

令和 年度補助金の交付を受けた取得財産の令和 年 月 日現在の現況について、標記補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、報告します。

補助対象事業名称	補助事業区分	補助対象施設の種類	処分制限期間の最終年度
		補助事業の概要	
<input type="checkbox"/> 取得財産の現在の状態（施設整備事業のみ） <input type="checkbox"/> 活性化事業の取り組み状況（オープンモール化のみ）			
備考欄（その他、取得財産の問題点などがあればご記入ください）			

※ 当該補助事業実施年度の翌年度から以降 5 年間（5 回）提出してください。（別添あり）

今回提出回数： 回目

(別添)

- 補助を受けた取得財産等の現在の写真（施設整備事業のみ）
- 活性化の取組状況又は現況が分かる写真（オープンモール化のみ）

(写真添付欄)

(様式第 12 号)  
令和 年 月 日

大阪市長

(申請者) 〒 —  
所在地  
団体名  
代表者(職・氏名)  
(担当者氏名) 電話 : - - - )

### 大阪市商店街共同施設等整備支援事業補助金にかかる取得財産等の処分承認申請書

令和 年 月 日付け大阪市指令経産第 号にて、標記補助金の交付を受けて設置した取得財産等について、財産の処分制限期間内ではありますが、次の事情により処分をしたいので、標記補助金交付要綱第 16 条第 3 項の規定により申請します。

#### 1 取得財産の品目及び取得年月日

(品目)

(年月日)

令和 年 月 日

#### 2 処分の方法

#### 3 処分する理由

#### 申請に必要な添付書類

- ・ 総会議事録
- ・ (任意提出) 標記補助金額確定通知書 (写)